

学校教育法施行令 22 条の 3 において、特別支援学校が対象とする障害種とその程度には自閉症は含まれていません。したがって、特別支援学校で教育を受ける対象となるのは、知的障害などの障害を重複する自閉症の児童生徒です。特別支援学校（知的障害）における自閉症のある児童生徒の教育にかかわっては、「21 世紀の特殊教育の在り方について：一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について（最終報告）」（21 世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議:2001）の中で自閉症のある児童生徒には知的障害教育の内容や方法だけでは適切な指導がなされないこと、知的障害と自閉症の違いを考慮して自閉症の特性に応じた対応の必要性が示されました。

### (1) 学習上の特性

知的障害を伴う自閉症のある児童生徒の指導においては、知的障害の特徴と学習上の特性を理解する必要があります。知的障害のある児童生徒の学習上の特性は以下のものが挙げられます。

- ① 学習によって得た知識技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくい。
- ② 成功体験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていない様子が見られる。
- ③ 抽象的な指導内容よりは、実際の・具体的な内容が効果的である。

### (2) 特別支援学校における指導・支援

教育課程上に自立活動の時間における指導を位置付け、個々の実態に即した指導を行うことが重要です。また、自閉症のある児童生徒には、教室をはじめ様々な場面で環境の構造化を行うことが指導上有効です。

- ① **自立活動**…社会性の障害やコミュニケーションの障害に対応した内容を取り上げて指導を行う。指導形態としては、教師と一対一で個々の実態に応じた課題を行う個別の課題学習や、個別の課題学習で学んだことを自身で遂行する自立課題がある。
- ② **環境の構造化**…自閉症のある児童生徒が新しい技能を身に付け、環境に適応し、自立的に行動できるようにする上で有効とされている。
  - ア「空間の構造化」…どこで何をするのが分かるようにする。
  - イ「時間の構造化」…週や1日の活動の見通しが持てるようにスケジュールを用いる。
  - ウ「活動の構造化」…何をどのくらい行うのかを視覚的に示し、学習や活動の流れを明確にする。

<個に応じた構造化を行うために配慮すべきこと>

  - ・個々の児童生徒の発達段階に基づき指導内容を設定する。
  - ・指導を通して視覚的な支援を減らし、児童生徒の状態に応じて構造化の程度を変える。
  - ・特別支援学校においては、指導・支援の方針や内容、方法が共有され、引き継がれるよう校内体制を整えることが必要である。

なお、「自閉症の児童生徒への指導の在り方に関する調査研究（平成 27～28 年度 2 か年研究）」の報告書「もっと知って欲しい『自閉症の理解と支援のためのガイドブック』」も指導・支援の参考として御活用ください（総セ特支 HP：[http://www.center.spec.ed.jp/?page\\_id=209](http://www.center.spec.ed.jp/?page_id=209)）。

参考・引用文献：「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」

平成 25 年 10 月文部科学省

「特別支援教育の基礎・基本～新訂版～」平成 27 年 1 月 国立特別支援教育総合研究所